

平成28年(ヨ)第1号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行禁止仮処分命令申立事件

債権者 岩下 和雄 外504名

債務者 長崎県 外1名

準備書面(1)

平成28年8月8日

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

債務者長崎県代理人弁護士

同

同

同

同

同

福田

伊藤

西村

碓 健太郎

種田

朝日



第1 保全の必要性について

債権者らは、保全の必要性があると主張するが、答弁書第3・3項(2)にて詳述したとおり、本件において、保全の必要性がないことは明らかである。

第2 行訴法44条について

債務者佐世保市第1準備書面記載の主張を援用する。

第3 治水対策について

債権者らから、ダム事業の違法性（川棚川の治水対策）につき第4準備書面（平成28年7月16日付）が提出されている。

しかし、本件において債権者らが主張する被保全権利は、答弁書第3・3項（1）にて詳述したとおり、本件において、そもそも被保全権利足り得ないか、仮に被保全権利足り得るとしてもその侵害が認められないものである。また、本準備書面第1で述べたとおり、保全の必要性がないことも明らかである。

よって、治水対策についてはすでに答弁書第3・6項において説明した以上の言及をする必要はなく、債権者らの求釈明に応じる必要もない。

以上から、速やかに審理終結することを求めるものである。

以上